

## 就労継続支援B型、就労移行支援

項目	指摘内容	根拠法令	指摘数
利用者支援(虐待防止)	虐待防止責任者の設置及び研修等の体制整備がされていなかった。また、運営規程に文言がなかった。	障害者虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項 都条例第155号第11条第1項第8号	4
費用	工賃に係る仕訳が適正でなかった。	都条例第155号第187条	3
	工賃支払いに関する未払金計上額が過大だった。	都条例第155号第86条、第170条、第187条 運用上の留意事項	1
個別支援計画の作成等	個別支援計画の期間が利用開始月の翌月となっている事例があった。	都条例第155号第188条準用(第54条第1項)、都条例第136号第10条第4項 平18障発第1031001号第二の1(10)	1
	定期的なモニタリングが行われていなかった。	都条例第155号第188条準用(第54条第8項)	1
	一部個別支援計画の作成をせず、サービスを提供していた。	都条例第155号第188条準用(第54条第1項)、都条例第136号第10条第4項 平18厚労告523別表15の1の注5(2)、平18障発第1031001号第二の1(10)	2
苦情解決	苦情の受付から解決に至る手順を記載したマニュアルが整備されていなかった。	社会福祉法第82条、都条例第155号第192条準用(第39条)	1
資産	通帳・印鑑の管理が適正でなかった。	運用上の留意事項1(1)、指導監督徹底通知5(6)エ	1
工賃の支払い等	工賃支給要領等において、利用者の能力や技能に応じた工賃支払いの規程が設けられていた。	都条例第155号第187条、都条例第136号第35条 留意事項1(2)ウ・エ	1
プライバシーの保護	利用者及びその家族から情報提供の同意書を得ていなかった。	都条例第155号第188条準用(第36条第3項)、都条例第136号第51条第3項	1
業務管理体制等の整備	法令遵守責任者の選任及び届出有無が確認できなかった。	支援法第51条の31第1項～第4項 支援法施行規則第34条の62第1項～第3項	1
初期加算	一部個別支援計画の作成をせずサービスを提供し、初期加算を算定していた。	平18厚労告523別表15の1の注5(2) 平18障発第1031001号第二の1(10)	1
	同一敷地内の就労継続支援B型から就労移行支援事業所へ転所した利用者について、初期加算を算定していた。	平18厚労告523別表14の5 平18障発第1031001号第二の2(6)⑦	1
欠席時対応加算	当該利用者と連絡が取れなかった場合にも欠席時対応加算を算定していた。	平18厚労告523別表14の10 平18障発第1031001号第二の3(5)⑩準用(第二の2(6)⑨)	1
目標工賃達成指導員加算	工賃向上計画を作成していなかった。	平18厚労告523別表14の14 平18障発第1031001号第二の3(5)⑮	1